

建物所有者・管理者、調査・検査員の皆様へ

令和7年7月1日から 定期報告制度の調査・検査内容が見直されます

令和7年7月1日に定期報告における国の告示が改正され、定期調査、定期検査の調査・検査項目、方法及び判定基準等が一部変更されました。これに伴い、八戸市建築基準法等施行細則の一部改正等を行い、調査・検査の様式を一部変更します。令和7年7月1日以降の定期報告につきましては、改正された新様式等により調査・検査を実施し、報告書を作成して提出してください。

－見直しのポイント－

- 「換気設備」、「排煙設備」、「可動式防煙壁」、「非常用照明装置」の作動状況の確認は、従前どおり建築物の調査項目になります
- 「換気設備」「非常用照明装置」の物品の放置の状況の確認は、従前どおり建築物の調査項目になります
- 「非常用エレベーター」の作動の状況の確認は、従前どおり建築物の調査項目になります
- 「常閉防火扉」について、運動エネルギー等、本体と枠の劣化及び損傷の状況、作動の状況、物品の放置の状況、固定の状況の確認は、従前どおり建築物の調査項目になります
- 防火設備定期検査における常閉防火扉の検査対象を各階の主要な常閉防火扉に限定します
- 調査結果表に添付する各階平面図に「防火区画」を明示することになります
- 定期調査・検査において、赤外線装置・可視カメラ・センサー等の新技術による調査・検査が可能となります
- 予備電源の検査について、自動検査機能を有する場合には、非常点灯終了後の機器の表示等により確認することが可能となります
- 照度の検査について、自動検査機能を有し、かつ、非常用の照明装置としてLEDを用いている場合には、非常点灯終了後の機器の表示等により確認することを可能とします
- 防火設備定期検査における防火扉等の危害防止装置の検査項目を「人の通行の用に供する部分に限る」とします
- 「構造基準」と「調査・検査基準」との不整合があるものについて、該当する調査・検査項目を削除します

* その他の改正内容（上記の調査項目の変更、様式の変更等）に関する詳細は、以下の国交省及び八戸市のホームページからご確認ください。

建築基準法に基づく定期報告制度について（国交省 HP）

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000039.html

定期報告制度（八戸市 HP）

https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/kenchikushidoka/kenchiku_toshikeikaku/1/3826.html



国交省 HP



八戸市 HP

【お問合せ】 八戸市 都市整備部 建築指導課 TEL 0178-43-9137